

第15号議案

中間市未来創造基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市未来創造基金条例

### (設置)

第1条 将来にわたる健全な財政運営を確保するとともに、公用又は公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の整備、中長期的な行政需要等に的確に対応する事業の財源に充てるため、中間市未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源とする場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 中間市公共施設等総合管理計画又は中間市個別施設計画に位置付けられた事業
- (2) 災害その他やむを得ない事由により、公共施設の機能維持又は再建のため、緊急に措置する必要があると認められる事業
- (3) 人口構造の変化、公共施設の老朽化その他将来予見される行政需要への対応として、中長期的な財政見通しとの整合が図られていると認められる事業

2 前項第2号又は第3号に該当する事業（同項第1号に該当する事業を除く。）の財源に充てるため基金の全部又は一部を処分する場合には、市長は、処分の理由、金額及び将来の財政への影響を明らかにした資料を公表しなければならない。

### (財政調整基金との関係)

第7条 第2条の規定により基金に積み立てる額は、当該年度の前年度の末日における中間市財政調整基金の残高が同年度の標準財政規模の額（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条第4号に定めるところにより算定した額をいう。）に10分の2を乗じて得た額を超えたときは、当該超過額を下らない額としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると市長が認めるときは、その理由を明らかにした上で、当該超過額の全部又は一部について基金に積み立てないことができる。

### (委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。